



志摩市の総合相談支援システムと 高齢者等虐待防止の取り組み

志摩市ふくし総合支援室
社会福祉士 前田小百合



海の恵み!

志摩市の概要

- 伊勢志摩国立公園内に所在
- 平成16年10月、「志摩市」誕生
- 平成2年からは少子高齢化が急速に進行
- 《データ》平成21年7月末現在
- 総人口 58,419人（うち65歳以上 17,713人）
高齢化率 30.3%
- 一人暮らし世帯 3,420世帯
- 高齢者のみ世帯 2,838世帯
- 介護認定者数 2,739人
居宅介護サービス受給者数1,654人
地域密着型サービス受給者数145人
施設介護サービス受給者数427人

志摩市地域福祉計画の理念

《基本理念》

**「助けあい、つながりあい、
安心して暮らせる志摩市の実現」**

《基本目標》

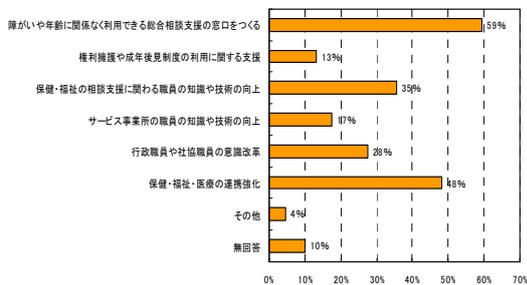
- ①地域のみんが手をつなぎ、助けあいまちづくり
- ②人として尊重され、自己実現できるまちづくり
- ③身近なところで必要なサービスが利用できるまちづくり
- ④生涯を通じて学びあい、子ども大人も参加するまちづくり

志摩市地域福祉の基本的な視点

- 市民にとってより身近な地域での安心と日常生活の維持をしていくこと。
- 地域における生活の継続性、対応の即応性、支援の総合性を大切にすること。
- さらに市民相互の支え合いを重視した福祉意識が豊かな生活環境をつくること。
- さまざまなニーズによる個別の生活支援と、それぞれの地域特性を踏まえた地域支援を総合的に展開していくこと。

福祉・保健・医療の向上のために何が必要か（複数回答）

～地域福祉計画策定時に行った市民アンケートから～



総合相談支援システム誕生まで

- 平成17年4月～ 地域福祉計画の策定作業
- 2年間で各3回23地区において地区座談会を開催
市民の声は・・・
「合併したら福祉が遠くなった」「たらい回しにされる」
「窓口が多すぎて、どこへ相談して良いかわからない」



合併しても保健・福祉は身近なところで・・・
専門職有志で結成した「医療・保健・福祉の連携を考える専門部会」(市民有志による部会)から、総合相談支援システム構想が提案された。

市民の提案から生まれた 総合相談支援システムが実現

●平成18年4月1日～

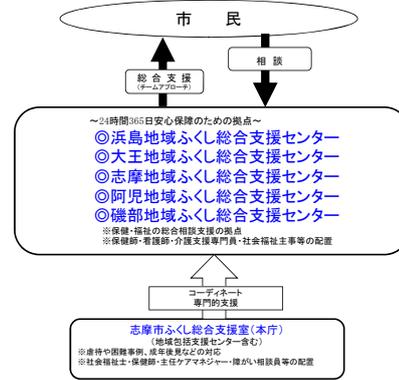
保健・福祉のことなら何でも相談支援を行う「志摩市ふくし総合支援センター」(1カ所)、「各地区支援センター」(5カ所)を設置

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー・看護師・介護支援専門員・社会福祉主事・家庭相談員・母子自立支援員・保育士(子育て支援センター所属)・指導主事(教育委員会所属)

●平成20年9月16日～

一次相談支援を担う「各地区ふくし総合支援センター」を充実、二次機能を担う「志摩市ふくし総合支援室」との二段構えに！

◆志摩市における総合相談支援システム図



総合相談支援システムの特徴

- ワンストップサービス
- 高齢者・障害者・児童・生活困窮・健康相談など保健・福祉のあらゆる分野を横断した総合的な支援(専門機関との連携)
- 安心保障のための24時間365日対応
- 多職種によるチームアプローチ
- 基本は訪問活動、地域の実態把握に努める
- インフォーマルな支援も含めたトータルなケアマネジメントの展開
- 地域包括支援センター機能を含む

地域福祉計画に基づく4層構造

	各圏域で展開するネットワーク
1層(市)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域連携推進会議 ●高齢者等虐待防止ネットワーク会議 ●権利擁護専門委員会
2層(町)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケア会議
3層(小学校区)	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん見守りネットワーク
4層(区・組・班)	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん見守りネットワーク

地域包括ケア会議 分野を越えて顔のみえる関係づくり

- 開催: 年3回、5地区の支援センターが主催
- 目的: 日常生活圏域レベルの課題共有と社会資源の開発
- 参加者: 地区により特色あるメンバー構成
《阿見地区の場合》※在宅・施設、高齢・障がい・児童・教育等の分野を横断
テーマ: 「医療機関と介護サービス事業者の連携」「障がい者の過ごし場づくり」「孤立死予防」「地域における介護予防」「成長期のこどもの問題を考える」「子育て環境」等
参加者: 内科医、小児科医、歯科医、県立病院地域連携室、介護保険事業者、民生委員・児童委員、保育所、児童館、障害者生活支援センター、障害者福祉センター、教育委員会、障害福祉担当、児童福祉担当、保健センター、阿見地域ふくし支援センター、ふくし総合支援室

平成20年度 高齢者等虐待の通報・相談件数

- 通報・相談件数 101件
- 虐待と認定したもの 64件
- 不適切な対応と認定したもの 3件
- 高齢者虐待等防止法・要介護者等虐待防止条例に該当しないもの 34件

※法の施行と同時に40歳以上の要支援・要介護認定者に対する虐待防止条例を制定したため、高齢者等となっている。



地域における新たな支え合い あんしん見守りネットワーク

市内で活動する人や企業は、すべて福祉コミュニティづくりのための貴重な社会資源

銀行・郵便局・JA・漁協・商店・自治会役員・医療機関・民生委員児童委員・介護サービス事業者・福祉委員など

【役割】

- 虐待の早期発見・防止
- 福祉ニーズを訴えることのできない家庭の早期発見
- 認知症のある高齢者の安全確保
- 独居高齢者の孤立死防止



未然防止のために～ 高齢者等虐待防止劇の上演

○シナリオ

- ・徘徊があるために、閉じこめられる高齢者
- ・排泄の失敗が多いために、罰を与えられる高齢者
- ・無職の息子に年金を取り上げられる高齢者

○出演者

あんしん見守り協力員、民生委員・児童委員、サロンスタッフやその参加者、ふくし総合支援センター職員、社会福祉協議会職員



早期発見・早期介入のために～ チェックリストの配布と回収

平成18年度から

- 全ての居宅介護支援事業所に対してチェックリストを配布（市内15事業所、市外2事業所）
- 「あってもなくても記入をお願いします」
- 内容：身体的虐待・心理的虐待・経済的虐待・ネグレクト・地域で気になること・介護状況に関して気になること
- 回収：約1,400件
- 結果：約1割にチェックあり



志摩市の権利擁護専門委員会

○措置入所や面会制限に関する検討

- ・メンバー：内科医、精神科医、弁護士、県保健所長、警察署生活安全課長、市福祉事務所長、公立特別養護老人ホーム施設長

- ・分断保護が必要なケースがあれば、緊急召集

○成年後見市長申立ての助言

(例えばこんなケース)

- ・高齢者の年金を担保に借り入れて入所費用を滞納
- ・必要な介護サービスや医療を十分に受けさせない
- ・家族が高齢者の財産を勝手に管理している(高齢者が納得していない)

権利擁護が必要な人のために～

地域の中に埋もれている声を掘り起こす

- サービスや制度が受けられることを知らない人、理解できない人、主張できない人
- 窓口までやって来て、「困りごと」を伝えたり、説明したり、依頼できない人
- 制度やサービスの谷間に落ちてしまっている人
- 虐待などを受けてパワーレスの状態にある人
- 多問題を抱えて、あきらめている人
- 支援を拒否する人
- セルフネグレクト状態の人

☀ ソーシャルワーカーとして思うこと

- 仕事の優先順位を見誤らない。まず動く！
- 「家族と一緒に暮らすことが幸せ」・・とは限らない。
- 制度やサービスは現場の声から変えられる！
- 「なぜ、そうしたのか？」・・必ず判断基準と根拠を明確にする。
- 本人の力を引き出す支援～行政の限界
- 個別支援と地域支援
- 措置や成年後見市長申立ての積極的な活用

おつかれさまでした・・



海と緑の豊かな志摩市へ、ぜひお越しください。